

### 問題 1

#### 【出題意図】

殺人罪における不真正不作為犯の成立について論じさせるものである。シャクティパット事件（最高裁平成 17 年 7 月 4 日決定）において示された要件に言及しながら、不真正不作為犯の成立範囲がなぜ制約されるか、そのために学説がどのような基準を定立しているか等、不真正不作為犯の理解について問うものである。

#### 【採点講評】

X に殺意がなければ、殺人罪ではなく、保護責任者遺棄致死罪（刑法 219 条）の成立が問題となるため、殺意の認定が必須になるが、この点は多くの答案できちんと言及されていた。シャクティパット事件には言及されていない答案が見られたが、この事件をモデルとしていることが明らかな事例問題であるので、判例にぜひ言及してほしい。

### 問題 2

#### 【出題意図】

殺人罪と自殺幇助罪の限界づけについて論じさせるものである。自殺関与罪において殺人罪よりも法定刑が減輕されている理由に言及し、偽装心中事件（最高裁昭和 33 年 11 月 21 日判決）など判例の立場を理解しているか、判例の立場にどのような問題点があるか等を問うものである。

#### 【採点講評】

殺人罪と自殺関与罪の相違や、両者の限界が同意の有効性によって判断される点などに言及する答案がみられ、この点評価できる。この事例問題は、偽装心中事件（最高裁昭和 33 年 11 月 21 日判決）をモデルとしているものである。この最高裁判決に言及し、さらに判決に対する批判を紹介するなどすれば、高い評価が与えられる。

### 問題 3

#### 【出題意図】

操作法の領域から、職務質問に伴う所持品検査の許容性という典型的な問題を取り上げた。関連する判例もあり、どの教科書でも説明されているものである。操作法、ひいては刑事訴訟法に関する基本的な理解が身に付いているかを判断するのに好適なものとして出題し

#### 【採点講評】

どの教科書においても触れられている基本的な事柄を問うたものである。全般的に、答案の出来は良かったように思われるが、一方で、時間配分に失敗したかのように見受けられる答案もあった。今後も、受験生の皆さんには、学部段階で獲得した知識を、余すところなく、答案において披瀝していただきたい。